

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (署名日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
パラオ	島間連絡道路改修計画のための贈与に関する日本国政府とパラオ共和国政府との間の交換公文	島間連絡道路改修計画を実施するために必要な道路の改修に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	446,000千円 H17.3.31まで	H16.6.4 コロール (同日)	日本側 諏訪潔在パラオ臨時代理大使 パラオ側 テミー・シユムル国務大臣	H17.3.25 145号
パラオ	島間連絡道路改修計画のための贈与に関する日本国政府とパラオ共和国政府との間の交換公文	島間連絡道路改修計画を実施するために必要な道路及び橋の改修に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	325,000千円 H18.3.31まで	H17.6.9 コロール (同日)	日本側 山下尚武在パラオ臨時代理大使 パラオ側 テミー・シユムル国務大臣	H17.7.8 633号
パラオ	ペリリュー州北港整備計画のための贈与に関する日本国政府とパラオ共和国政府との間の交換公文	ペリリュー州北港整備計画を実施するために必要な漁業基盤施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2. 上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与	581,000千円 H18.3.31まで	H17.12.19 コロール (同日)	日本側 山下尚武在パラオ臨時代理大使 パラオ側 テミー・シユムル国務大臣	H18.1.4 3号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。